

北海道立青少年体験活動支援施設ネイパール
指定管理者公募に関する調査報告

令和4年2月28日
北海道教育委員会

北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル指定管理者公募に関する調査報告

1 趣旨

「北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例」（平成16年北海道条例第89号）に基づき実施する北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル（以下「ネイパル」という。）の指定管理者公募に関し、指定管理者候補者の選定過程において北海道教育庁職員による不正な関与があった旨の疑義が外部から寄せられたため、指定管理者公募要項第6の2（不正行為情報への対応）に基づき、指定手續の執行を延期し、調査を実施したので結果を報告する。

※参考1（外部から寄せられた疑義）

○投書（令和4年1月17日付け受理）（発信者・不明）

[投書の内容]

ネイパルの指定管理者公募に関し、

- (1) 社会教育課管理職職員Aから、申請者乙に対し、指定管理者公募に応募するよう指示があった。
- (2) 申請者乙は不参加を申し出たが、聞き入れてもらえず、審査会での質問と答え方、書類の訂正まで指南があった。

○投書（令和4年1月18日付け受理）（発信者・不明）

[投書の内容]

ネイパル深川の指定管理者公募に関し、

- (1) 申請者乙は、申請者乙の理事会において、指定管理者公募に応募しないと決定していたが、社会教育課管理職職員Aから、「応募しなければ、今後、道教委は一切支援をしない。」と言われ、申請者乙の事務局長が単独で応募した。
- (2) 申請者乙の申請書は、すべて社会教育課の職員が作成した。また、事前に審査会の質疑応答まで教えていた。

（※個人情報・プライバシー及び企業情報の保護のため、個人名及び法人名は伏せ字で整理）

※参考2（外部から寄せられた要望）

○要望書（令和4年1月31日付け受理）（発信者・申請者丙）

[要望の内容]

- (1) 第三者による調査委員会を立ち上げ、今回、行われた全施設のプロポーザルについて公平・公正に調査いただくこと
- (2) 調査の対象は、北海道教育委員会のみならず、関係した団体や選定委員も含めて確실히行っていただくこと
- (3) 現在、施設では新しい業者への引き継ぎの業務に入っているが、引き継ぎが公平・公正に行われるよう、当該課長に疑いが残るうちは、その業務に関わらないようにしていただくこと

○要望書（令和4年2月4日付け受理）（発信者・申請者辛）

[要望の内容]

- (1) 調査委員会における調査内容及び議事録の公開
- (2) 指定管理者候補者選定委員会の構成メンバーの選出に関して直接的に携わった職員名
- (3) 指定管理者候補者選考委員会における総合評価内容の公表
- (4) 各施設指定管理者の候補者の選定及び採点結果の公表
- (5) 今回の疑義は、ネイパル深川だけの問題ではなく、他の施設にも信用失墜案件であるため、厳正なる取り組みを要望します。

○要望書（令和4年2月4日付け受理）（発信者・申請者甲）

[要望の内容]

- (1) 第三者による調査委員会で、今回、行われた全施設の公募について公平・公正に調査すること
- (2) 調査の対象は、教育委員会のみならず、申請者甲をはじめとする関係した団体や選定委員も含めて確実に行っていただくこと
- (3) 調査委員会の調査内容を公開すること

(※企業情報の保護のため、法人名は伏せ字で整理)

2 調査期間

令和4年1月27日から令和4年2月21日まで

(投書受理から調査開始までの間は、北海道教育庁において関係資料収集等を実施)

3 調査対象

ネイパルの指定管理者公募に関与した北海道教育庁職員及びネイパル指定管理者候補者選定委員会委員（以下「選定委員」という。）並びに指定管理者公募に申請した法人（以下「申請者」という。）

4 外部調査機関

弁護士法人佐々木総合法律事務所

5 調査方法

関係資料確認及びヒアリング

6 調査内容

ネイパルの指定管理者公募における北海道教育庁職員等による不正行為の有無

7 調査結果の概要

〔※詳細は別添「調査報告書」のとおり。なお、「調査報告書」では、個人名及び法人名並びに個人名・法人名の特定につながる情報をマスキングしている。〕

(1) 各ネイパルごとの調査結果

①ネイパル深川

社会教育課管理職職員A（以下「職員A」という。）、職員C及び職員Dが申請者乙の公募申請に全面的に関与し、これを支援したこと、また職員Aが選定委員に対する選考の妨害となるメールを送信していたことは不正行為に該当する。かかる不正行為は、ネイパル深川の指定管理者を申請者乙とする選定処分を取り消すべき違法に該当する。

②ネイパル森

選考過程において、職員Aと申請者丁が公募に関する協議を事前に行い、公募期間中のプレゼンテーションの前にも協議を行ったこと、職員Aが申請者丁に対しメールにより申請書の内容について具体的項目を上げ、助言をしたことは、選定委員に対する事前の申請者丁に対する評価のメール送信と併せて、不正行為に該当する。かかる不正行為については、ネイパル森の指定管理の決定処分を取り消すべき違法に該当すると考える余地が十分にあり、北海道教育庁において取り消しを行うべきか慎重に検討されるべきである。

③ネイパル北見、ネイパル足寄、ネイパル厚岸

選考過程において、職員Aより選定委員に対し、特定の申請者を支援し、または妨害となるメールを送信していたことは不正行為に該当する。ただし、かかる不正行為は、指定管理の決定処分を取り消すべき違法には該当しない。

④ネイパル砂川

ネイパル砂川については、ネイパル砂川のみならず、子どもの国という施設管理も一体的に行わなければならないという特殊な事情があり、新規参入が困難な施設であった。申請者壬以外は公募申請に参加することはしておらず、申請者壬の申請について違法は認められず、不正については何ら認められない。

(2) 結論

本件においては、調査対象のうち、ネイパル深川、森、北見、足寄、厚岸の公募・選定過程において、いずれにも不正行為が存在していたことが認定できる（ネイパル砂川については、不正行為も存在しない。）。

また、これらの不正行為のうち、ネイパル深川に関しては、指定管理者の決定処分の取消事由に該当すべき違法があると評価され、ネイパル森に関しては、取消事由に該当すべき違法があると評価される可能性が相当程度あると考えられる。

他方、ネイパル北見、足寄、厚岸については、取消事由に該当すべき違法があるとまでは評価できない。

8 調査のまとめ

(1) 不正行為について

この度の調査で事実認定された不正行為は、ネイパルの指定管理者候補者の選定過程において、職員Aが、

- ・ネイパル深川の指定管理者公募において、申請者乙の公募申請に全面的に関与し、

支援した。

- ・ネイパル森の指定管理者公募において、申請者丁と公募に関する協議を事前に行い、公募期間中のプレゼンテーションの前にも協議を行った。また、申請者丁に対し、メールにより申請書の内容について具体的項目を上げ、助言をした。
- ・各ネイパルの指定管理者公募において、一部の選定委員に対し、申請者の名称を明かしたうえで自らの評価内容（現行の指定管理者に対する消極的評価、新規の申請者に対する積極的評価につながりうる比較資料）を伝えるメールを送信し、特定の申請者を支援し、または妨害した。

というものである。

また、特定の申請者を支援するよう部下職員に指示し、不正行為に関与させたほか、不正行為が発覚しないよう隠蔽した事実も認められている。

これらの不正行為は、地方公務員法等に違反するとともに、公正性、公平性及び透明性が求められる指定管理者公募において、選定の公正性等を歪める悪質なものであり、教育行政を執行する立場の北海道教育庁職員としてあってはならない行為である。

(2) 今後の対応について

ア 職員の処分

今回の不正行為に関与した職員への厳正な処分を検討する。また、管理監督責任についても検討する。

イ 指定管理者候補者の選定

調査報告書において、「調査対象の内、ネイパル深川、森、北見、足寄、厚岸の公募・選定過程において、いずれにも不正行為が存在していたことが認定できる（ネイパル砂川については、不正行為も存在しない。）」（第10の1）、「これらの不正行為のうち、ネイパル深川に関しては、指定管理者の決定処分の取消事由に該当すべき違法があると評価され、ネイパル森に関しては、取消事由に該当すべき違法があると評価される可能性が相当程度あると考えられる。」（同）とされた。

このため、職員Aによる不正行為が、ネイパル深川及びネイパル森の指定管理者候補者の選定結果に影響を及ぼしたものと判断し、指定管理者公募要項第6の1（選定又は指定の対象からの除外）に基づき、ネイパル深川及びネイパル森の指定管理者候補者として内定を通知している2申請者（深川・申請者乙、森・申請者丁）について、選定の対象から除外し、内定とならなかった2申請者に対して意思確認を行った上で、改めて選定委員会で審査することとする。

その際、審査を行う選定委員会について、調査報告書において、「職員Aが選考委員の選定委員A、選定委員B、選定委員Cに対して、申請者の名称を明かしたうえで自らの評価内容を伝えるメールを送信した事実が認められる。」、「職員Aが申請者の名称を事前に選定委員に明かす行為は、審査の公平性を害しかねない行為である。」、「現行の指定管理者に対する消極的評価、新規の申請者に対する積極的評価につながりうる比較資料を、選定委員から求められていないにもかかわらず提供しており、この点でも明らかに事務局担当職員としての権限を逸脱した選定委員への働きかけを

行っていると言わざるを得ない。」「選定委員5名全員ではなく、特定の3名のみを対象としてこのような連絡を行っていることから、特定の選定委員への働きかけ(影響力の行使)を行っていることが推認される。」「これらの行為については、特定の申請者を直接・間接的に支援し、または妨害となるものであり、不正行為と評価せざるを得ない。」(第4の2(2)イ、第5の2(2)ウ、第6の2(2)イ、第7の2(2)イ、第8の2(2)イ)とされたことから、職員Aによる不正行為が、選定委員の審査に影響を及ぼしたものと判断し、改めて、道の審議会委員等経験者や団体からの推薦者を新たな委員とする選考委員会において、審査することとする。

また、ネイパル北見、ネイパル足寄及びネイパル厚岸については、「ネイパル北見、足寄、厚岸については、取消事由に該当すべき違法があるとまでは評価できない。」(第10の1)とされたところであるが、上述のとおり、職員Aによる不正行為が、選定委員の審査に影響を及ぼしたものと判断したことから、指定管理者候補者として内定を通知している2申請者(北見・申請者戊、足寄・申請者庚、厚岸・申請者庚)の内定を一旦取り消し、内定とならなかった2申請者と合わせた4申請者に対して意思確認を行った上で、改めて選定委員会で審査することとする。

ウ 再発防止

北海道教育委員会としては、この度の不祥事が、教育行政に対する信頼を損なう極めて深刻な事態と捉えており、管理職員はもとより、全ての職員に対し、法令遵守や服務規律の確保に関する指導を徹底するほか、今回の事案において、不正行為の手段として主に公用電子メールが使用されたことを踏まえ、情報通信の適切な管理や利用等について、改めて指導することとする。

併せて、今後、ネイパルの指定管理者公募をはじめ、事業者を選定する各種の事務事業において、再び同様の事案が発生することのないよう、公正性や公平性、透明性の確保や相互牽制のあり方の見直し・強化等を行うなど、再発防止に向けた取組を進めることとする。